

第5期 芦北町障がい者プラン

(令和6年度～令和11年度)

第7期 芦北町障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期 芦北町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

芦北町

はじめに



令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に取り組み3年が過ぎ、復旧工事も順調に進んでおり、災害公営住宅2か所が完成するなど、被災された方の生活再建が進展するとともに、発災前の姿を取り戻しつつあります。

災害復旧の早期完遂を最優先に、町民の安全・安心な暮らしの実現に向け、次代を見据えた創造的復興、各種事業を積極的に展開してまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いします。

さて、障がい福祉においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、障がいのある人もない人も、共に地域で生活する共生社会を実現するため、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

また、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

このような中、令和6年度から令和8年度までのサービス提供体制の計画的な整備を進めるため、本町における現状や障害福祉サービス事業者のニーズを踏まえ、新たに「第7期芦北町障がい福祉計画」及び「第3期芦北町障がい児福祉計画」を策定し、また、令和6年度から令和11年度までの長期的な障害者施策の方向性を示す「第5期芦北町障がい者プラン」も新たに策定いたしました。

これらの計画については、上位計画である芦北町総合計画に基づくとともに、障がい理解の更なる促進と障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向け、国や県、福祉関係団体及び町民の皆様方と互いに緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました芦北町自立支援協議会委員並びに障がい福祉関係機関の皆様方をはじめ、アンケート等を通じて貴重な御意見をいただきました皆様に関心から深く御礼申し上げます。

令和6年3月

芦北町長 竹 崎 一 成

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 国・県の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象者.....	7
5 計画の期間	8
6 計画策定の体制.....	9
第2章 障がい者を取り巻く現状	11
1 人口等に関する状況	11
2 障がい者等の状況	13
3 障がい児の状況.....	18
4 サービス等の状況	19
5 課題のまとめ.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 基本的視点	29
3 S D G sを取り入れた施策の推進.....	30
4 施策の体系	31
第4章 芦北町の障がい者施策【芦北町障がい者プラン】	32
分野1 啓発・権利擁護	32
分野2 地域生活支援.....	35
分野3 保健・医療.....	38
分野4 療育・教育・子育て	39
分野5 雇用・就労、経済的自立の支援	41
分野6 情報アクセシビリティ	43
分野7 安全・安心.....	44
分野8 行政サービス等における配慮.....	47

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標	48
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
成果目標3 地域生活支援の充実	50
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	51
成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	52
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	53
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	54
成果目標8 発達障がい者等に対する支援	54
第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	55
1 障害福祉サービスの見込量	55
2 障害児通所給付等の見込量と確保方策	65
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	68
第7章 計画の推進体制	76
1 計画の推進体制	76
2 評価と見直しの手法	77

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわい」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

これまで、我が国の障がい保健福祉施策は、障がいのある方が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の策定を義務づけ、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障がい児福祉計画の策定を義務付け、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

本町では、これまで長期的な障がい者施策の方向性を示す「第4期芦北町障がい者プラン（平成30年度～令和5年度）」に基づき施策を推進するとともに、障害福祉サービスについては「第6期芦北町障がい福祉計画及び第2期芦北町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、サービスの提供基盤の整備と安定的な提供に努めてきました。

近年では、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の流行によって、障がいのある本人やその家族、事業者等の被災や、障害福祉サービスの利用控え、孤独・孤立の問題の顕在化など、障がい者（児）の地域生活についても大きな影響を与え、各種福祉サービスの必要性・重要性を改めて認識したところです。

また、国は、地域共生社会の実現のための障がい者等の地域移行・地域定着のより一層の推進や、障害者差別解消法改正に基づく差別解消の推進などを求めています。

この度、これらの環境の変化や本町の障がい者（児）の実情を踏まえ、芦北町の障がい者施策の充実及び障害福祉サービスの安定的な提供を推進することで、障がい者が安心して本町で暮らせるよう「第5期芦北町障がい者プラン、第7期芦北町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

①「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

②「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有することなどが定められました。

③「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえて、策定されたものです。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されました。

- ・「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無にかかわらず多様な幸せを実現できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

④改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行（令和6年4月）

平成28年に施行された障害者差別解消法について、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

(2) 第7期芦北町障がい福祉計画及び第3期芦北町障がい児福祉計画の策定に向けた国の基本方針等

第7期芦北町障がい福祉計画及び第3期芦北町障がい児福祉計画の策定に向けて、障がい福祉計画の必須記載事項及び成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）が改正されました。

基本指針では、地域生活支援拠点等の整備の推進や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築などの、第6期までの方針をより一層推し進めることとして、あらたな活動指標を定めています。

改正後の基本指針の概要は以下のとおりです。

基本理念	○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ○市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ○地域共生社会の実現に向けた取り組み ○障がい児の健やかな育成のための発達支援 ○障がい福祉人材の確保・定着 ○障がい者の社会参加を支える取組の定着
主な見直し事項	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への意向等 ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑤発達障がい者等支援の一層の充実 ⑥地域における相談支援体制の充実強化 ⑦障がい者等に対する虐待の防止 ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み ⑨障害福祉サービスの質の確保 ⑩障がい福祉人材の確保・定着 ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定 ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ⑭その他：地方分権提案に対する対応
計画に関する新規事項（一部）	【成果目標】 ○強度行動障がい有する者への支援ニーズの把握、支援体制の整備 ○地域づくりに向けた協議会による地域サービス基盤の開発・改善等 【サービス関連】 ○「就労選択支援」の設立、「医療型児童発達支援」削除

(3) 熊本県の動向

熊本県は令和3年3月に『第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」』及び『熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）』を策定し、障がい者施策、障害福祉サービス提供基盤の整備を進めています。

近年では、手話が言語であることや、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を普及し、障がいのある人もない人も、1人1人の人格と個性が尊重された社会の一員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目的に「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を令和4年4月1日に施行しました。

また、令和5年度からの計画である第4期熊本県地域福祉計画では、地域における支え合い機能の低下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛などを現状として挙げています。

それに対し、計画では、県や市町村、地域住民などのそれぞれの役割を掲げており、市町村に対しては、地域福祉計画に基づく地域福祉の推進や、包括的な支援体制作りを求めています。

第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
【基本理念】 ○障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会 ○自らの選択・決定・参画の実現 ○安心していきいきと生活できる環境づくり 【施策】 「地域生活支援」、「保健・医療」など8つの分野に分類し、施策を推進。数値目標を設定。
熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）
【基本理念】 （1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 （2）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 （3）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 （4）地域共生社会の実現に向けた取組 （5）障がい児の健やかな育成のための発達支援 （6）障がい福祉人材の確保・定着 （7）障がい者の社会参加を支える取組定着 （8）災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保 【計画、障害福祉サービスに関する事項】 ○障害保健福祉圏域を設定し、障害保健福祉圏域ごとにサービス等の見込量を設定。
第4期熊本県地域福祉計画
計画の目指す姿「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現 ～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指して～」 【施策体系】 I 福祉による地域づくり II 災害にも強い地域福祉の推進 III 地域づくりを支える基盤整備 【障がい者支援に資する事項】 ○市町村の移動支援の取組の後押し ○成年後見制度利用促進、生活困窮者支援 ○民生委員・児童委員の人材確保 ○市町村の包括的な支援体制整備への支援

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と計画の性質

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画（プラン）」及び、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

市町村障がい者計画（プラン）は、地域の障がい者の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障がい者の現状やニーズを的確に把握するとともに、障がい福祉施策を効果的に推進することを目的とするものです。

市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための指針となる計画です。

計画	障がい者計画（プラン）	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20
国の指針等	障害者基本計画 （第5次）	障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障害福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	個別の障害児通所支援等の提供量・提供体制などを定める計画
	○障がい者福祉施策全般	○障害福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障がい福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障がい児福祉計画に関する成果目標

【策定の根拠法】

【障害者基本法】

第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

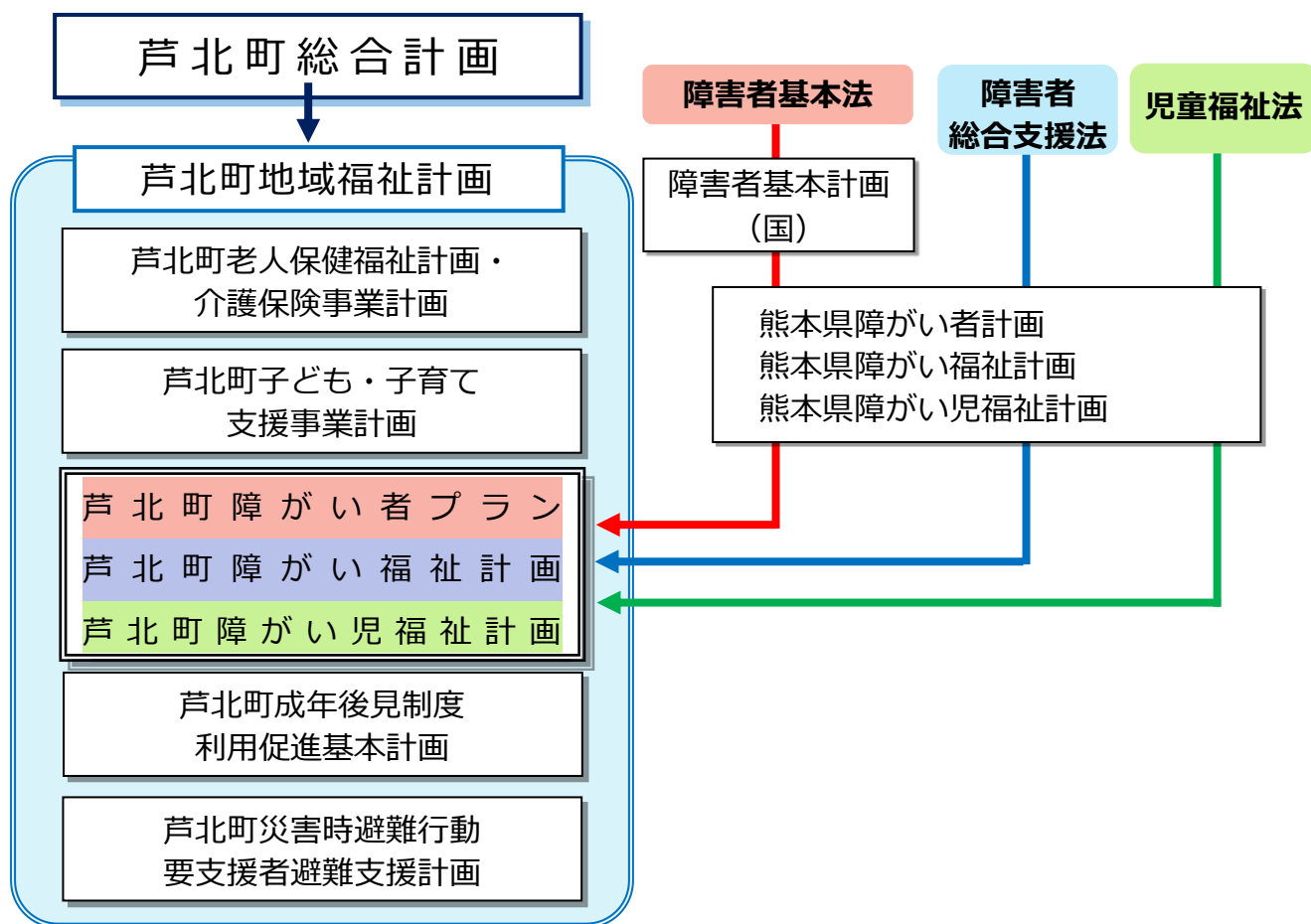
【児童福祉法】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 本町の諸計画との関連性

本町の最上位計画である「芦北町総合計画」並びに福祉分野の上位計画である「芦北町地域福祉計画」に基づくとともに、「芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」等の福祉分野の諸計画等と連携・調整を図りながら、整合性をもって障がい者施策等を推進します。

◆上位・関連計画、根拠法



4 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者（児）」については、障害者基本法第2条及び障害者総合支援法第4条に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障がい者
- (4) 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

【障害者基本法】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

5 計画の期間

「芦北町障がい者プラン」については、本町の障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえ長期的な視点から方針を定めることとし、期間を令和6年度～令和11年度の6年間とします。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、「芦北町障がい福祉計画」及び「芦北町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者プラン	第4期 (H30～)			第5期 (R6～R11)					
障がい福祉計画	第6期			第7期		第8期			
障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期			

6 計画策定の体制

市町村障害者計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、計画を定める際は住民の意見を反映させるよう努めることとなっていること等から、アンケート調査等により当事者や支援者等の意見を把握し基礎資料として活用するとともに、障がい福祉に係る関係機関の代表者等で構成された芦北町自立支援協議会において、本計画の検討、審議を行いました。

(1) 芦北町自立支援協議会

障がい福祉関係機関、障がいのある当事者・家族等により構成された「芦北町自立支援協議会」を開催し、本町の障がい者福祉分野の各計画の検討・審議を行いました。

回数	開催日	協議内容
第1回	令和5年 6月20日(火)	・計画策定について ・国の基本指針等について ・計画の概要
第2回	令和5年11月14日(火)	・計画の素案について
第3回	令和6年 2月14日(水)	・計画内容等の協議、承認について

(2) アンケート調査の実施

本町在住の障がい者及び障がい児等の、現在の生活状況や障がい者施策、障害福祉サービス等の利用意向について把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	回答率
一般障がい者 向け調査	芦北町に在住する 障害者手帳所持者	令和5年 7月～8月	郵送による 配付・回収	60.6% (229件/378件)
児童向け 調査	芦北町に在住する 18歳未満の障害者手帳所持者 及び児童福祉サービス受給者証 所持者			80.9% (72件/89件)

(3) 関係団体ヒアリングの実施

障がい者を取り巻く現状や今後の事業展開等を聴取し、計画の基礎資料とすることを目的にヒアリングを実施しました。

障害福祉サービス事業者等

実施日	事業所名
令和5年6月27日(火)	特定非営利活動法人 ばらん家
令和5年6月28日(水)	社会福祉法人 志友会(くまもと芦北)
	特定非営利活動法人 ひまわり芦北
	特定非営利活動法人 ハッピーオレンジ
令和5年6月29日(木)	合同会社 かんしょ
令和5年6月30日(金)	社会福祉法人 光輪会(石路の里)
	ありんこるーむ芦北
令和5年7月 5日(水)	社会福祉法人 芦北福祉会(みつば学園)
	社会福祉協議会
令和5年11月7日(火)	石路の里相談支援事業所
	くまもと芦北相談支援センター
	みつば学園相談支援事業所「真心」

障害者任意団体

実施日	事業所名
令和5年6月20日(火)	芦北町身体障害者福祉連合会
	芦北町手をつなぐ育成会
	芦北町精神障害者家族会

(4) パブリックコメントの実施

芦北町のホームページに掲載するとともに、福祉課窓口、田浦支所、各出張所及び総合コミュニティセンターにおいて、パブリックコメントを実施し、計画書の原案に対する意見の聴取を行いました。

期間	意見
令和6年1月5日(金)～ 令和6年2月5日(月)30日間	なし

第2章 障がい者を取り巻く現状

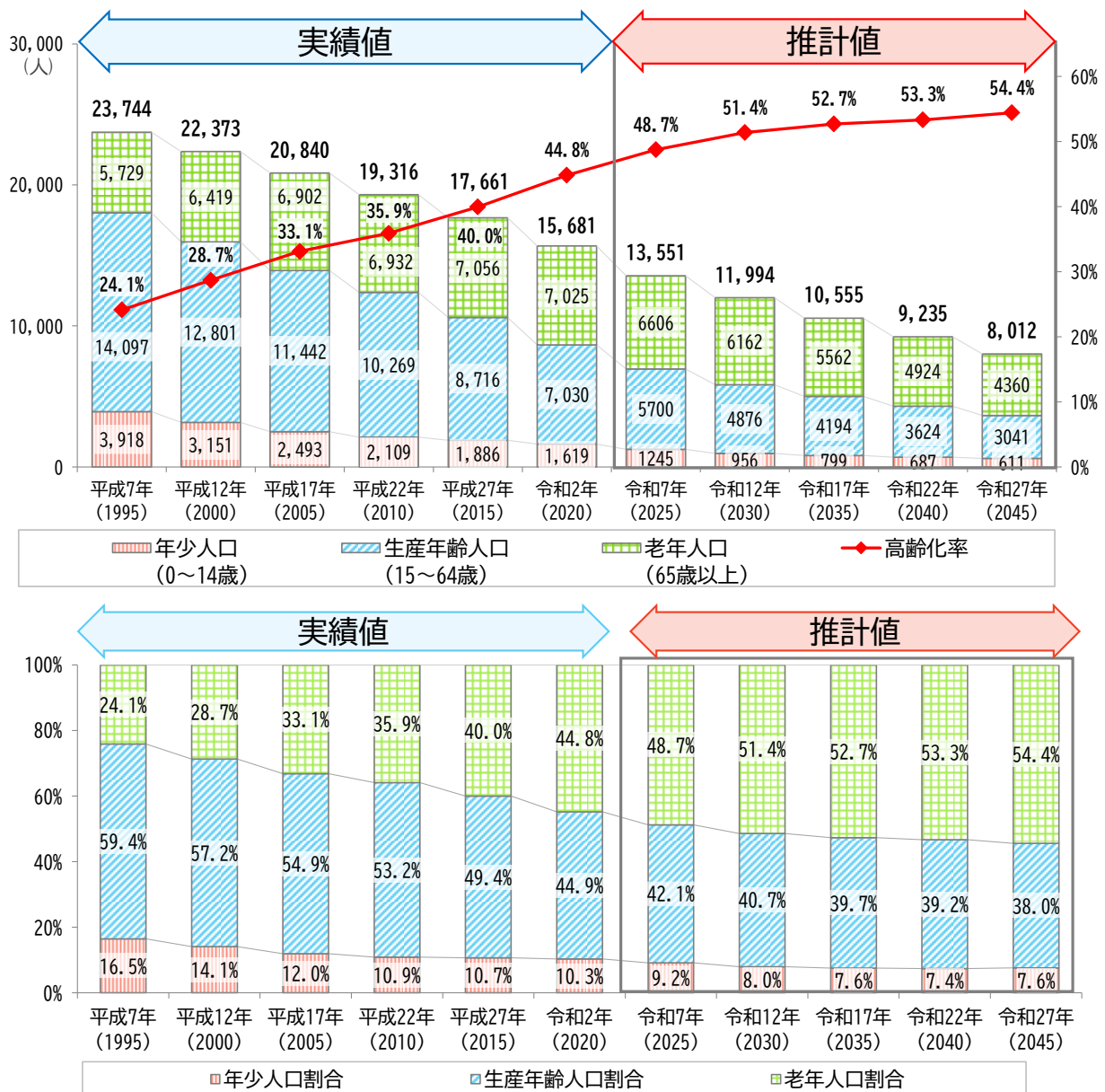
1 人口等に関する状況

(1) 人口の推移

本町の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査では15,681人となっています。

また、社会人口問題研究所の人口推計によると、今後も減少すると予測されています。

老年人口の割合（高齢化率）は、令和2年の国勢調査で44.8%となっており、今後も上昇すると推計されています。

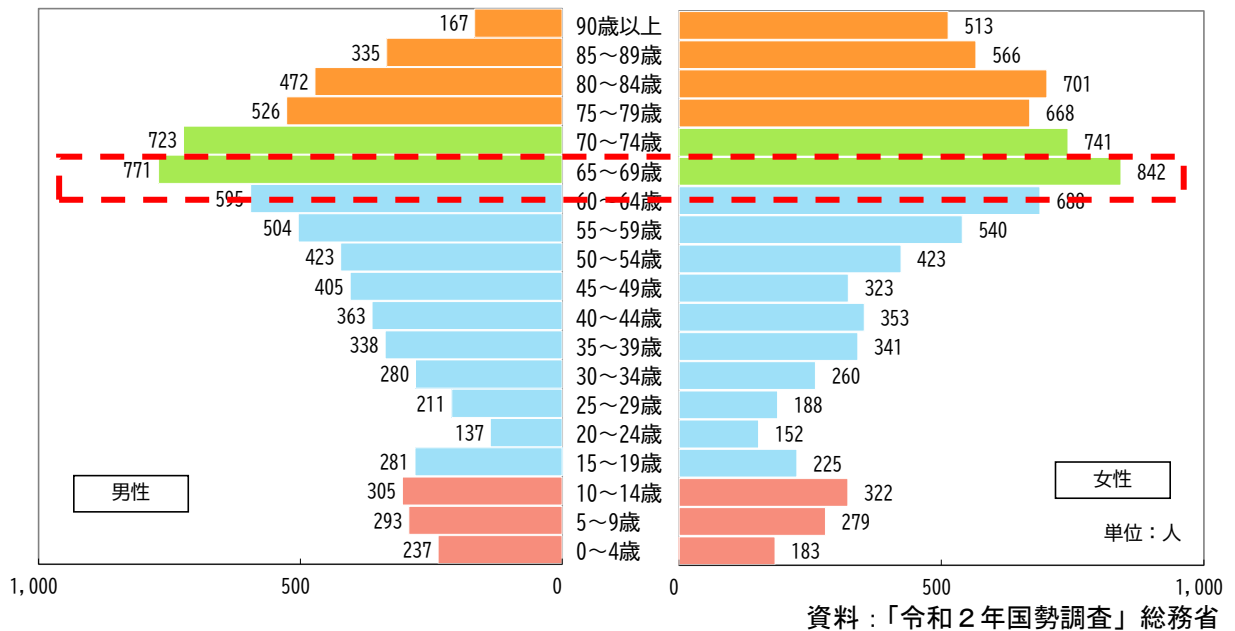


資料：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口の状況

本町の人口を年齢5歳階級・男女別でみると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっています。

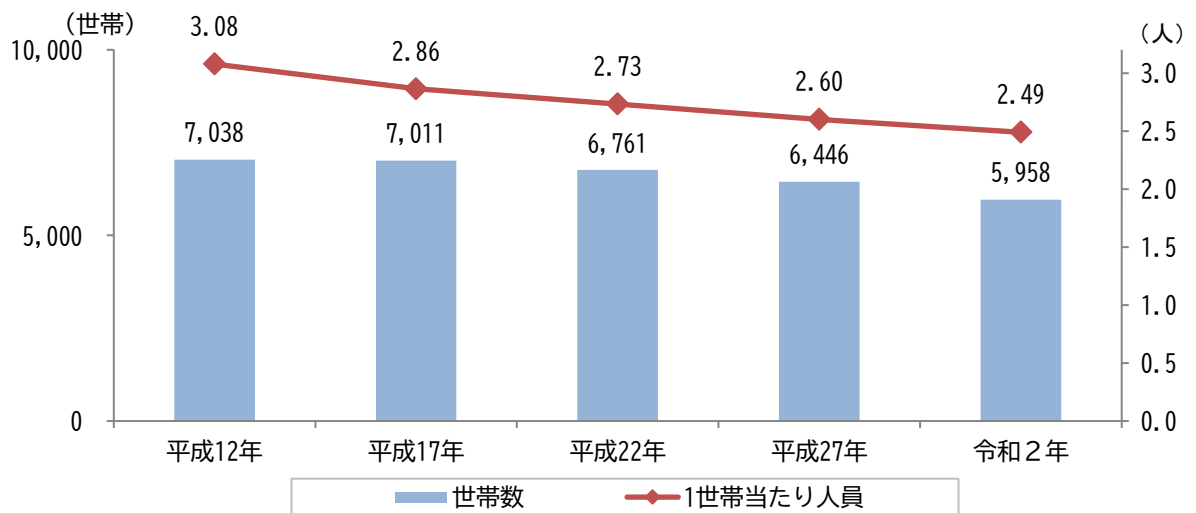
■令和2年の年齢5歳階級・男女別人口



(3) 世帯数の推移

世帯数及び一世帯当たり人員数は、一貫して減少しており令和2年は世帯数 5,958 世帯、一世帯当たり人員数は 2.49 人となっています。

■世帯数及び一世帯当たり人員数



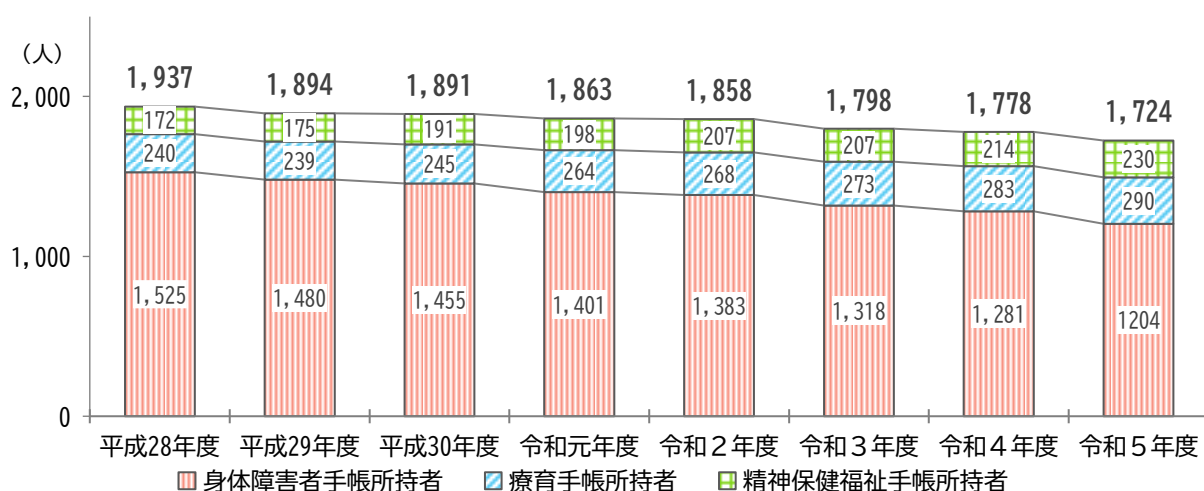
2 障がい者等の状況

(1) 各手帳所持者数等の推移

手帳所持者数合計は、年々減少しており、平成 28 年度の 1,937 人から令和 5 年度の 1,724 人と 7 年間で 213 人減少しています。

しかし、総人口に対する手帳所持者数の割合は平成 28 年度の 10.6%から令和 5 年度の 11.1%と増加傾向にあります。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者は減少しているのに対し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和 5 年度と平成 28 年度を比較すると療育手帳所持者数は 1.2 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約 1.33 倍となっています。



		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総人口 (人)		18,299	17,932	17,614	17,220	16,825	16,388	15,979	15,569
所持者数合計 (人)		1,937	1,894	1,891	1,863	1,858	1,798	1,778	1,724
総人口に対する 所持者の割合 (%)		10.6%	10.6%	10.7%	10.8%	11.0%	11.0%	11.1%	11.1%
身体障害 者手帳	所持者数 (人)	1,525	1,480	1,455	1,401	1,383	1,318	1,281	1,204
	構成比 (%)	78.7%	78.1%	76.9%	75.2%	74.4%	73.3%	72.0%	69.9%
療育手帳	所持者数 (人)	240	239	245	264	268	273	283	290
	構成比 (%)	12.4%	12.6%	12.9%	14.2%	14.4%	15.2%	15.9%	16.8%
精神障害 者保健福 祉手帳	所持者数 (人)	172	175	191	198	207	207	214	230
	構成比 (%)	8.9%	9.3%	10.2%	10.6%	11.2%	11.5%	12.1%	13.3%

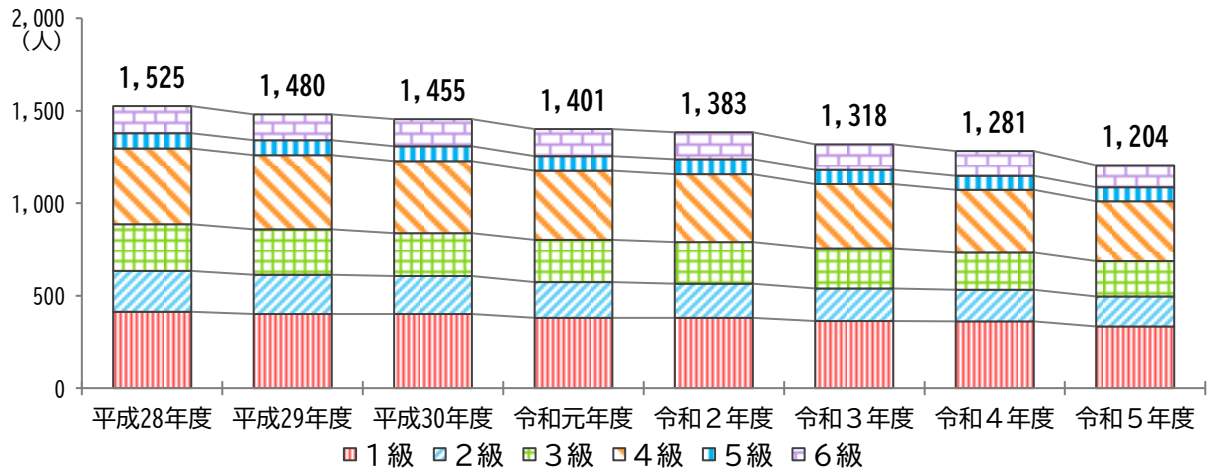
資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、1級から6級までの全ての区分で手帳所持者数が減少しています。

特に2級は平成28年度比で約27%減、3級は約24%減と2級、3級の減少割合が大きくなっています。

年齢別でみると、18～64歳と65歳以上が大きく減少していますが、構成比では65歳以上が84.2%（1,204人中1,014人）と最も高くなっています。



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		1,525	1,480	1,455	1,401	1,383	1,318	1,281	1,204
障害程度等級別	1級	413	402	402	381	381	363	361	334
	2級	222	211	204	193	185	177	171	162
	3級	252	246	232	228	224	215	202	192
	4級	409	400	388	374	368	348	339	322
	5級	83	82	81	78	79	78	76	76
	6級	146	139	148	147	146	137	132	118
年齢別	18歳未満	13	14	14	14	12	12	13	12
	18～64歳	290	277	249	229	206	193	181	178
	65歳以上	1,222	1,189	1,192	1,158	1,165	1,113	1,087	1,014
障がい種別	視覚障がい	78	76	72	66	67	64	63	63
	聴覚・平衡機能障がい	242	240	242	226	224	211	206	192
	音声・言語・等機能障がい	11	10	11	11	11	11	10	10
	肢体不自由	845	812	780	755	728	692	665	621
	内部障がい	349	342	350	343	353	340	337	318

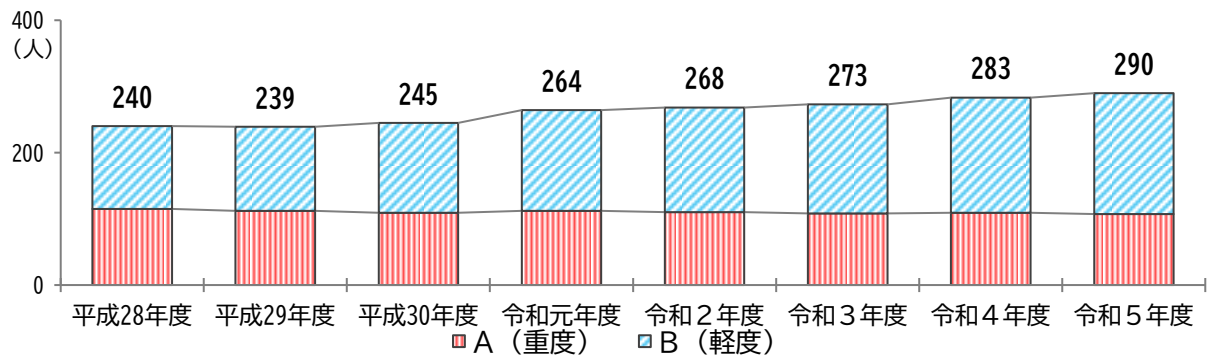
資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にあり、障害程度別でみると、A（重度）は令和5年度時点で107人と平成28年度比で8人減少しているのに対し、B（中程度）は183人と58人増加しています。

知的障がいや療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も認定を受けて所持するようになったことが、B（中程度）が増加している原因の1つであると考えられます。

年齢別でみると、全ての年齢区分で増加しており、特に18歳未満が平成28年度の32人から令和5年度の48人と1.5倍に急増していることから、療育手帳所持者が成人後も安心して地域生活を送れる環境の整備が課題となります。



		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		240	239	245	264	268	273	283	290
障害 程度 別	A(重度)	115	112	109	112	110	108	109	107
	B(中軽度)	125	127	136	152	158	165	174	183
年 齢 別	18歳未満	32	31	34	45	44	44	46	48
	18～64歳	154	155	156	160	163	166	169	174
	65歳以上	54	53	55	59	61	63	68	68

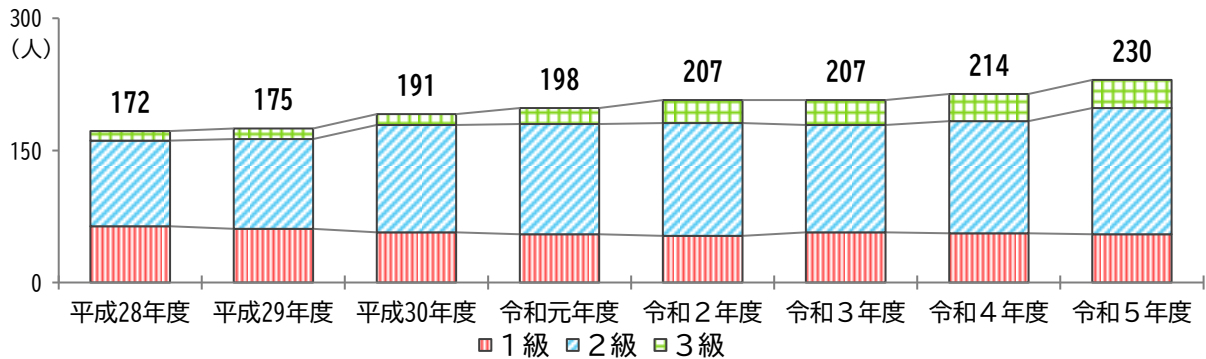
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

障害等級別でみると、1級は減少、2級、3級は増加しています。

年齢別でみると、18歳未満と18～64歳は微増にとどまっているのに対し、65歳以上が平成28年度の53人から令和5年度の104人とほぼ倍増しています。そのため、精神障がいのある高齢者が安心して地域で暮らせるための見守りや権利擁護等が求められます。



		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		172	175	191	198	207	207	214	230
障害 等級 別	1級	64	61	57	55	53	57	56	55
	2級	97	102	122	125	128	122	127	143
	3級	11	12	12	18	26	28	31	32
年 齢 別	18歳未満	0	0	1	0	1	1	2	3
	18～64歳	119	113	118	119	119	117	116	123
	65歳以上	53	62	72	79	87	89	96	104

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

②自立支援医療（精神通院医療）利用の状況

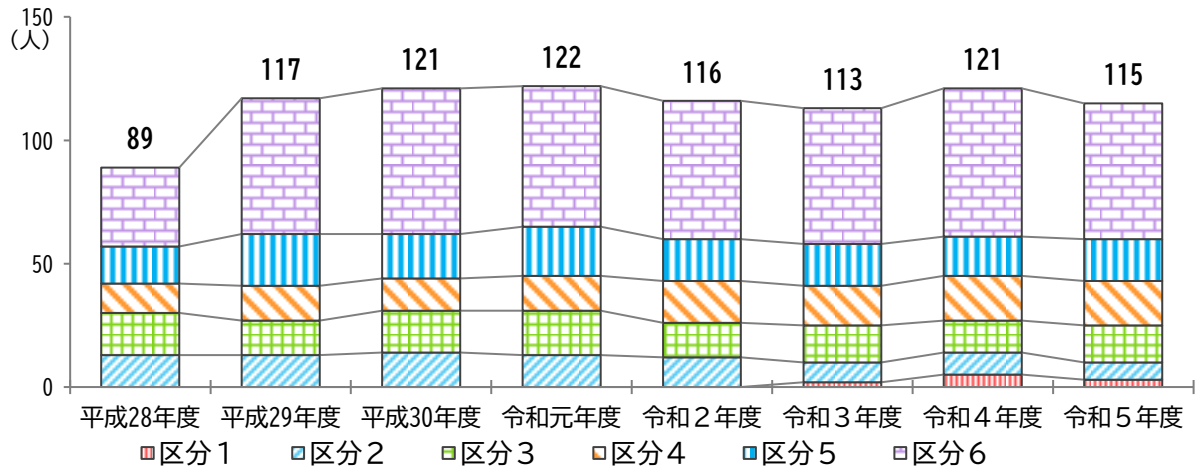
自立支援医療（精神通院医療）の受給対象者数は、160～180人台で推移しています。

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受給対象者（人）	179	189	171	181	186	164	181	163

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

（５）障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の数は、平成 29 年度以降 110～120 人台で推移しています。
区分別でみると、区分 6 が最も多く令和 5 年度は 55 人と約半数を占めています。



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区分 1	0	0	0	0	0	2	5	3
区分 2	13	13	14	13	12	8	9	7
区分 3	17	14	17	18	14	15	13	15
区分 4	12	14	13	14	17	16	18	18
区分 5	15	21	18	20	17	17	16	17
区分 6	32	55	59	57	56	55	60	55
合計	89	117	121	122	116	113	121	115

資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（６）障害福祉サービス等の受給者数

障害福祉サービス等受給者数は、年度によって変動があるもののやや減少傾向にあり、令和 5 年度は 191 人と平成 28 年度と比較して 14 人減少しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者（人）	205	201	212	204	197	190	199	191

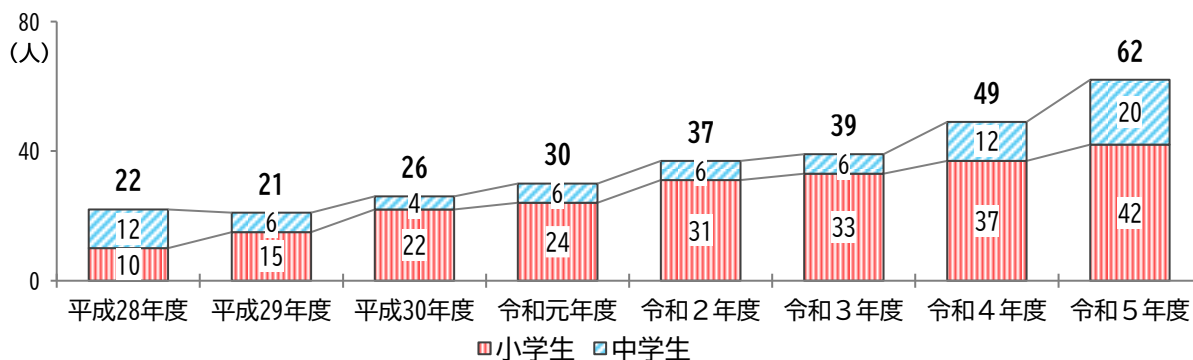
資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

3 障がい児の状況

(1) 特別支援学級の学級数・児童生徒数

小学生は平成 28 年度の 7 クラス 10 人から令和 5 年度の 10 クラス 42 人と、3 クラス 32 人増加しています。

中学生は平成 28 年度の 6 クラス 12 人から令和 5 年度の 5 クラス 20 人と、クラス数は 1 クラス減少しているものの生徒数は 8 人増加しています。



		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学生	学級数	7	7	8	9	11	10	9	10
	人数(人)	10	15	22	24	31	33	37	42
中学生	学級数	6	4	4	4	4	3	5	5
	人数(人)	12	6	4	6	6	6	12	20

資料：(各年度 4 月 1 日時点)

(2) 障害児通所支援等の受給者数

障害児通所支援等の受給者数は年々増加しており、令和 5 年度は 89 人と平成 28 年度と比較しておよそ 3.3 倍となっています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者 (人)	27	37	41	53	55	67	70	89

資料：(各年度 4 月 1 日現在)

（３） 保育所等の障がい児の受け入れ状況

保育所等の障がい児の受け入れ人数については令和４年度は 20 人となっています。令和元年度以降、受け入れ人数が急速に増加していることから、受け入れる側への支援など、円滑な受け入れに向けた取組が求められます。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等の障がい児の受け入れ人数（人）	3	4	7	10	10	15	20	－

資料：（各年度末現在）

４ サービス等の状況

（１） 障害福祉サービス等の利用実績

①訪問系サービス

居宅介護は、第 6 期計画期間はニーズを増加傾向で見込んでいたのに対し、実績はやや減少しています。

重度訪問介護及び行動援護は、ニーズがあった場合に適切に対応することを目的として計画最終年度に 1 人を見込んで体制整備を図っています。令和 5 年 10 月時点では利用無しの見込みとなっています。

重度障害者等包括支援は、利用実績はありません。

種類	単位	第 5 期計画期間		第 6 期計画期間					
		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	時間/月	120	82.5	110	112.5	132	97	154	82
	人/月	15	9	10	9	12	11	14	7
重度訪問介護	時間/月	260	0	0	0	0	0	260	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	1	0
同行援護	時間/月	15	1.5	4	1.5	6	1.5	8	1.5
	人/月	5	1	2	1	3	1	4	1
行動援護	時間/月	40	0	0	0	0	0	40	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	1	0
重度障害者等 包括支援	時間/月			0	0	0	0	0	0
	人/月			0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（Ａ型）、療養介護、短期入所は計画値の範囲内で適切にサービスを提供しています。

自立訓練（生活訓練）は、令和２年度の実績から利用ニーズを見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

就労継続支援（Ｂ型）は、令和２年度の実績から利用ニーズを増加傾向で見込んでいたのに対し、実績はやや減少しています。

自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練、就労定着支援は、第６期計画期間中の利用実績はありません。

種類	単位	第５期計画期間		第６期計画期間					
		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人日/月	1,800	1,426	1,540	1,463	1,580	1,492	1,620	1,522
	人/月	92	73	77	74	79	75	81	76
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	22	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	154	40	46	0	46	0	46	0
	人/月	7	2	2	0	2	0	2	0
宿泊型 自立訓練	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	192	26	26	0	39	3	65	23
	人/月	9	2	2	0	3	1	5	1
就労継続支援 （Ａ型）	人日/月	578	360	400	372	440	384	480	460
	人/月	34	18	20	19	22	19	24	23
就労継続支援 （Ｂ型）	人日/月	1,136	990	1,040	1,000	1,088	1,017	1,216	1,008
	人/月	71	62	65	61	68	61	76	61
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0	1	0
療養介護	人/月	18	17	17	16	17	17	17	18
短期入所 （福祉型）	人日/月	88	63	100	25	105	20	110	22.5
	人/月	22	13	20	4	21	3	22	4
短期入所 （医療型）	人日/月	28	2	35	2	40	4	45	19.5
	人/月	7	3	7	1	8	1	9	8

③居住系サービス

自立生活援助はニーズがあった場合に適切に対応することを目的として計画最終年度に 1 人を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

共同生活援助（グループホーム）は、令和 3 年度はやや利用者が減少しましたが、その後増加傾向にあります。

施設入所者支援は計画期間を通して 47 から 48 人で推移しています。

種類	単位	第 5 期計画期間		第 6 期計画期間					
		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	0	0	0	0	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	44	45	45	39	47	42	49	44
施設入所支援	人/月	53	45	47	47	49	48	51	47

④相談支援

計画相談支援は、計画値ほどの利用増はなかったものの、利用者数は増加しています。

また、増加した利用ニーズに対しては適切にサービスを提供しています。

種類	単位	第 5 期計画期間		第 6 期計画期間					
		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	20	35	45	41	50	42	55	43
地域移行支援	人/月	2	0	0	0	0	0	2	0
地域定着支援	人/月	2	0	0	0	0	0	2	0

(2) 障害児通所支援等の利用実績

児童発達支援、障害児相談支援は、計画値ほどの利用増はなかったものの、適切にサービスを提供しています。

放課後等デイサービスは、第6期計画期間の目標値に対し実績が上回っている状況となっていますが、本町並びに近隣自治体と連携し提供事業所を確保しており、ニーズに対して適切にサービスを提供しています。

保育所等訪問支援は、月によって利用人数に変動がありますが、適切にサービスを提供しており、年間で平均すると月1名の利用となっています。

種類	単位	第5期計画期間		第6期計画期間					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人日/月	223	92	100	110	116	72	172	110
	人/月	57	27	25	22	29	18	43	22
医療型 児童発達支援	人日/月	5	0	0	0	0	0	4	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	1	0
放課後等 デイサービス	人日/月	167	132	165	231	190	399	265	690
	人/月	27	30	33	41	38	57	53	80
障害児相談支援	人/月	8	18	26	16	30	22	34	28
保育所等訪問支援	人日/月	5	5	5	1	7	1	9	1
	人/月	14	5	5	1	7	1	9	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	5	0	0	0	0	0	4	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	1	0

(3) 地域生活支援事業の利用実績

① 必須事業

必須事業については、障がい者のニーズに対応するとともに、町民の障がい理解の機運を醸成することを目的に、理解促進研修・啓発事業の実施をはじめ、各種事業を実施しています。

基幹相談支援センターについては、障害者総合支援法の改正に伴い設置が努力義務化となることから、関係機関と連携を図り、第7期計画期間中の開設に向け検討を行います。

また、成年後見制度については、水俣芦北圏域権利擁護センターを本町の成年後見制度利用に関する中核機関として位置付け、権利擁護のニーズに対し支援を行っています。

種類	単位	第5期計画期間		第6期計画期間					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所	無	無	無	無	有	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	1	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	－	1	－	3	－	5	－	9
手話通訳者(手話奉仕員)派遣事業	件/年	3	3	3	3	3	1	3	1
手話奉仕員養成研修事業	件/年	7	中止	8	5	9	3	10	6
移動支援事業	利用時間	60	0	36	0	72	0	108	0
	利用人数	5	0	1	0	1	0	3	0

(ア) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、利用ニーズに対し計画値の範囲内で適切に給付しています。

種類	単位	第5期計画期間		第6期計画期間					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①介護・訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1	0	1	0
②自立生活支援用具	件/年	5	3	5	2	5	2	5	2
③在宅療養等支援用具	件/年	3	7	5	1	5	5	5	1
④情報・意思疎通支援用具	件/年	8	9	10	5	10	5	10	2
⑤排泄管理支援用具	件/年	500	431	550	502	550	472	550	487
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1	0	1	2	1	0

(イ) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、圏域でⅡ型として1箇所、基礎的事業は本町で1箇所整備し事業を実施しており、利用ニーズがあった場合は適切に対応しています。

種類	単位	第5期計画期間		第6期計画期間					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
	人/年	—	17	—	0	—	0	—	0
地域活動支援センター 基礎的事業のみ	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
	人/年	—	4	—	4	—	3	—	4

②任意事業

日中一時支援事業は、年度によって利用ニーズに変動が見られますが、適切にサービスを提供しています。

種類	単位	第5期計画期間		第6期計画期間					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	人	23	7	20	11	22	5	24	5

5 課題のまとめ

国の動向及び、本町の統計データ、サービス実績、アンケート調査等から得られた本町の課題について、障がい者プランの分野ごとに整理を行いました。

(1) 啓発・権利擁護に関する課題

- アンケート調査では、障がいがあることで嫌な思いをした経験について、「ある」が9.6%、「少しある」が14.0%、「ない」が69.0%となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある」が22.9%、「少しある」が20.8%と特に高く、精神障がいに関する理解促進の取組が課題となります。
- 障がいがあることで嫌な思いをした場所については「学校・仕事場」と「外出先」が最も高く、次いで「住んでいる地域」となっており、生活や就労の場で差別を受けたという回答が多く見られます。
- 成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が24.0%となっています。現在、芦北町では芦北町成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の利用を支援していますが、認知度の向上に向けて一層の周知を図る必要があります。
- 高齢の療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることから、これらの人たちが安心して地域で生活できるよう、権利擁護を図る必要があります。

(2) 地域生活支援、障害福祉サービス等に関する課題

- 令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、サービス利用実績が見込みと異なるサービスが複数あります。第6期計画期間の実績のみならず平常時のニーズを踏まえた適切なサービス量の見込みと確保が求められます。
- 放課後等デイサービスの利用が計画値を大きく超えて推移していることから、第7期は現在の利用とニーズを踏まえた見込みと提供体制の確保が求められます。
- アンケート調査では、障がいのある人が希望する暮らし方について、「家族と一緒に生活したい」が49.8%と最も高く、次いで「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が21.4%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が14.4%となっていることから、障がいのある人が希望する場所での生活を可能とするためのサービス等の確保が課題となります。

(3) 保健・医療に関する課題

- 人口減少による地域の保健・医療の担い手が減少する一方、高齢化が進行し医療のニーズは一層高まりつつあることから、地域の保健・医療提供体制の維持・確保が求められます。特に障がい者は、障がいがあることに加え本人や家族の高齢化、地域の過疎化等により通常の高齢者より医療を受けにくい状況に陥りやすいことから、身近な地域で医療を受けらる体制の確保は重要な課題となります。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることや国が精神障がい者の地域移行・地域定着を推進していることから、地域医療体制の整備など、精神障がいに対応した保健・医療の体制整備や、生活の場の確保、地域生活を見守る仕組みの構築が求められます。

(4) 療育・教育・子育てに関する課題

- 国は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から障がいのある子どもに対しての早期支援を求めています。
- 障害児通所支援等の受給者数、特別支援学級の児童・生徒数は増加しており、町内の療育のニーズは高まっています。
- 児童向けアンケート調査では、幼稚園・保育園や学校でさらに充実させるべきこととして、障がい児の保護者から、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」、「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」などが上位となっており、先生・生徒の理解や、障がいに対応可能な体制の質・量の一層の充実が求められています。

(5) 雇用・就労・経済的自立に関する課題

- 国は福祉施設から一般就労への移行を推進しており、一般就労への移行や定着に関する成果目標を設定しています。
- アンケート調査では、現在会社勤め等で働いている人が全体の26.2%、福祉施設や作業所等に通っている人が21.0%となっています。現在働いていない人の就労意向は「仕事をしたい」が28.5%となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では40.7%となっています。
- 働くために必要な支援としては、すべての手帳種、年齢で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と「職場の障がい者理解」が上位となっています。
- 児童向けアンケート調査では、12～17歳の児童の保護者の約7割が、子どもの将来の生活設計について悩んでいると回答しています。
- 国の指針や本町の就労意向のある人の状況に加え、障がい者の経済的な自立の重要性を踏まえ、障がいの特性に合わせた就労の場の確保や就労支援等、就労環境整備に取り組む必要があります。

（６）情報アクセシビリティに関する課題

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和４年５月施行）に基づき、障がい者の情報の取得や意思疎通等に関する施策の推進が求められます。
- アンケート調査では、障がいや福祉サービスに関する情報としては、「サービス事業所の人や施設職員」が最も高く、次いで「新聞記事、テレビのニュース、本など」、「家族や親せき、友人・知人」となっています。
- 芦北町の障がい者全体の約５割がインターネットを利用していますが、年齢層が高いほど利用していない人の割合が高くなっています。
- 児童向けアンケート調査では、障がい児等の保護者の情報収集に関する困りごととして「どこに情報があるか分からない」が23.6%と最も高くなっています。

（７）安全・安心に関する課題

- 令和２年７月豪雨の経験を活かし、町全体の防災体制整備の動きと連動し、障がい者の防災や避難等に関する取組を充実させる必要があります。
- アンケート調査では、一人での避難について「できる」が34.5%、「できない」が46.7%、「わからない」が15.3%となっています。特に、手帳種別では療育手帳所持者が、年齢別では65歳以上が「できる」の割合が低くなっています。
- 災害時に困ることとして、「トイレなどの設備や生活環境が不安」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「投薬や治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」といった、避難所の設備や生活、避難時の動きに関する事項が課題として挙がっています。また、年齢や手帳種別によってニーズが異なることから、個別のニーズに合った体制の整備が求められます。
- 障がい者の高齢化が進行していることから、高齢者を狙った犯罪等に巻き込まれないよう、体制整備や周知・啓発等の取組が求められます。

（８）行政サービス等における配慮に関する課題

- 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去やソフト・ハードの両面にわたる合理的配慮を行うための環境整備が求められます。
- 本町の障がい者が見る障がい者向け情報サイトとしては、芦北町の公式ホームページが多く挙げられており、本町の障がい者福祉、情報アクセシビリティの向上の推進を図る上で、重要な存在となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

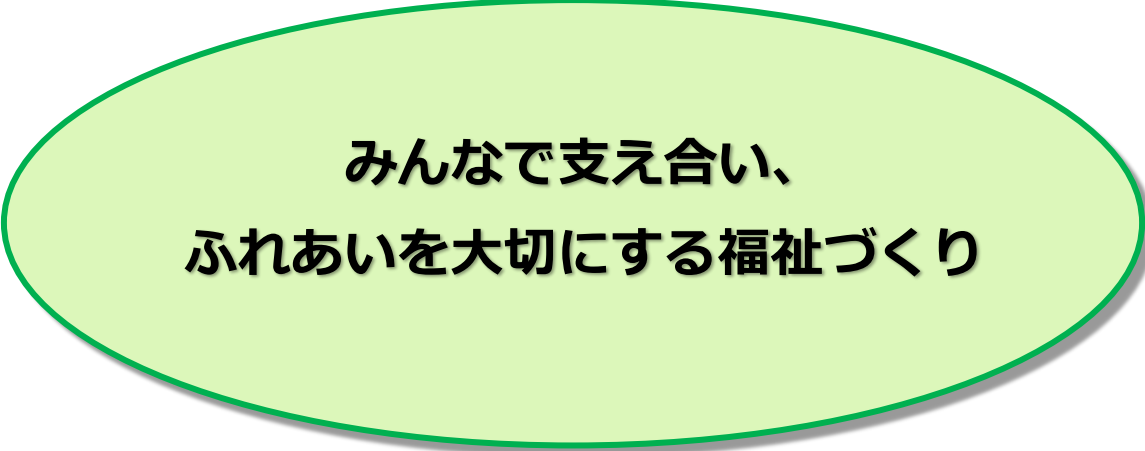
国は、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにづくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指すという方向性を示しました。障がい者福祉施策においてもその方向性をうけて、「障害者基本計画（第5期）」（令和5年度～令和9年度）においては、『「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会』等の実現を掲げています。

本町ではこれまで、第4期芦北町障がい者プランにおいて「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安全で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すこととして、計画を推進してきました。

この基本理念は、「地域共生社会の実現」といった国の方針とも一致するものであります。

また、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、市町村障害福祉計画等に係る基本的理念を定めることとされています。

以上のことから、第5期芦北町障がい者プラン、第7期芦北町障がい福祉計画及び第3期芦北町障がい児福祉計画の共通の基本理念として、第4期障がい者プランの基本理念を継承し、「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を定め、施策と各種サービスの両面から障がい者の地域生活を支え、安全で安心して生活し地域のふれあいに参加できるよう、本町の障がい者福祉環境の整備を推進します。



**みんなで支え合い、
ふれあいを大切にする福祉づくり**

2 基本的視点

「支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」という基本理念の実現のために、本町の障がい者福祉施策に横断的な基本的視点として、次の4点を掲げます。

1 支え合い、ともに生きるまちづくり

広く町民の中で障がい者が正しく理解され、差別や偏見のないまちづくりを推進していきます。

2 自己選択・自己決定の尊重と情報提供体制づくり

障がいのあるすべての人が、本人の意思が尊重され、自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安全で安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制を充実させます。

3 障がい者が自立して生活ができる支援体制づくり

障害福祉サービスのさらなる充実のため、必要に応じて既存の施策を再編し、持続可能なサービス提供体制を構築します。

4 住み慣れた地域で安全で安心して生活できる環境づくり

ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう体制の整備を進めます。

3 SDGs を取り入れた施策の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和 12（2030）年を目標年限に 17 の目標が設定され、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の 3 領域を不可分なものとして調和させる統合的取り組みについて合意されています。

障がい者福祉分野においては、国の障害者基本計画（第 5 次）において、計画を通じて実現を目指すべき社会像の一つに「誰一人取り残さない」という SDGs の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」が掲げられています。

これらのことから、本町においても本計画に SDGs の考えを取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、障がい者福祉を推進します。

【SDGs の 17 の目標のアイコン】



4 施策の体系

みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり

障がい者プラン

○芦北町の障がい者施策全般の方向性を定める	
分野1 啓発・権利擁護	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 権利擁護及び差別の解消 (3) 地域福祉の推進
分野2 地域生活支援	(1) サービス提供体制の整備 (2) 相談支援体制の充実 (3) スポーツ・文化芸術活動等の推進
分野3 保健・医療	(1) 保健・医療サービスの充実
分野4 療育・教育・子育て	(1) 障がい児等の支援の充実 (2) 障がい児等の教育の充実
分野5 雇用・就労、 経済的自立の支援	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の充実 (3) 就労支援の充実
分野6 情報アクセシビリティ	(1) 意思疎通支援体制の充実 (2) 情報提供の充実
分野7 安全・安心	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防災対策の推進 (3) 防犯対策の推進
分野8 行政サービス等における配慮	(1) 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等

障がい福祉計画

○サービスの提供量や確保方策等を定める

- ◆障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標
- ◆障害福祉サービスの見込量と確保方策
- ◆地域生活支援事業の見込量と確保方策
- ◆障害児通所給付等の見込量と確保方策

第4章 芦北町の障がい者施策【芦北町障がい者プラン】

分野1 啓発・権利擁護

(1) 啓発・広報活動の推進

施策の方向性

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し主体的に社会参加できるように、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる場を整備して、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、町民の協力のもとに交流と理解を進めます。

また、町民全体の正しい理解により、障がい者が共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、共生社会の実現のためにも、広報・啓発活動を推進します。

重点施策

①啓発広報活動の推進

「発達障がい啓発週間」（4月2日～4月8日）、「障がい者週間」（12月3日～12月9日）の周知を図るとともに、「広報あしきた」や芦北町ホームページ等による障がいに対する正しい理解と知識の普及・啓発を行います。

②各種福祉関連イベントの実施・支援

障がい者が抱えている問題をテーマとした学習会や、障がいの有無にかかわらず様々な人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

③障がい理解促進研修、啓発事業の実施

障がい福祉に関する啓発を行う講習会・研修会の実施に努め、地域・職場等での障がいに対する理解と認識を深めます。

④小中学校における障がい福祉教育の推進

小中学校の総合的な学習の時間帯において、インクルージョン教育の理念を基本とした障がいに対する理解や「共生」についての学習を行い、障がい福祉教育を推進します。

(2) 権利擁護及び差別の解消

施策の方向性

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいがあること等により日常生活等での判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるように、法的に保護・支援する制度で、権利擁護において重要な役割を果たします。

本町の成年後見制度の利用の促進等について定める成年後見制度利用促進基本計画と整合性を図り、成年後見制度に関する周知・広報や成年後見制度の利用支援を図ります。

また、障がいを理由とする差別の解消も推進していきます。

重点施策

①成年後見制度・日常生活自立支援事業の充実

芦北町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知を図り、成年後見制度を利用しやすい環境の整備に努め、制度を必要とする人の利用を促進します。

成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援の地域ネットワークの中核機関として定められている「水俣芦北圏域権利擁護センター」を中心として、広報、利用相談、利用促進、後見人育成・支援、助成等の施策を適切に実施します。

また、「広報あしきた」等の広報媒体を活用し、町独自に周知・広報に努めます。

障がい者の権利擁護や成年後見制度利用に関する支援として、総合的な相談支援、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等を実施し、制度利用を必要とする人の利用を促進します。

②人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進

障がい者を含むすべての住民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めます。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」について適切に対応するなど、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

③虐待防止対策の推進

高齢者に対するものと共通させた、障がい者への虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

(3) 地域福祉の推進

施策の方向性

障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制の強化に努めるとともに、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、住民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

また、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる場を整備して、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、町民の協力のもとに交流と理解を深めます。

重点施策

①障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成

障がい福祉施策の推進のための、町職員等の人材の確保・育成を図るとともに、障害福祉サービス事業所職員等、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。

また、地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティアやNPOの活動推進にあたっての参加者や指導者の育成・確保に努めます。

②各種福祉支援員の養成支援

訪問活動、相談、付き添い等を行う福祉支援員の養成を支援します。

また、視覚、聴覚障がい者の活動を支える幅広い人材の確保を図るための手話、点訳、朗読、ガイドヘルパー、要約筆記等の養成講座や講座会を開催し、資質の向上に努めます。

③障がい者（児）福祉体制整備推進事業の推進

潜在的ニーズを表出させる訪問活動や障がい理解に関するイベントを実施するなど、障がい者のニーズに応じたインフォーマルサービスの体制づくりに努めます。

④障がい者団体等の支援

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に活動が停滞している障がい者の当事者や家族会に対する支援を充実し、ピアサポート（当事者同士の支援）を推進します。

本町の障がい者団体	芦北町身体障害者福祉連合会
	芦北町手をつなぐ育成会
	芦北町精神障がい者家族会

⑤「共生社会」の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、障がい者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、地域や関係機関との連携を図り、お互いに支え合いながら、誰もが地域に参加し活躍する「地域共生社会」の実現を目指します。

分野2 地域生活支援

(1) サービス提供体制の整備

施策の方向性

芦北町障がい福祉計画及び芦北町障がい児福祉計画と整合性を図り、サービス提供体制の確保を推進します。

新型コロナウイルス感染症の流行が終息に向かい、障がい者のサービス利用のニーズが平常時に戻りつつあることを踏まえたサービス提供体制の確保を行い、利用希望に対して適切なサービスの提供を図ります。

また、著しく利用者が増加している児童福祉サービスについては、早期に適切な療育の提供が可能となるよう環境整備に努めます。

重点施策

①就労系サービスの充実

障がい者の経済的自立や自己実現のために、就労系サービスの充実を図ります。

就労継続支援による就労の場の提供を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援、令和6年度からのサービスである就労選択支援等のサービスの確保と提供に努め、一般就労も含め、障がい者が希望する場所で働けるよう支援を行います。

②居住系サービスの充実

障がい者の生活の場として、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスの適切な実施を図ります。

特に共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院から地域生活へ移行するための生活の場や、「親無き後」の障がい者の住まいの場として利用ニーズが高いことから、必要とする量の確保に向けて取り組みます。

③高齢障がい者に対するサービスの充実

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険制度のサービスを利用することになりますが、障がい特性を勘案し、必要に応じ障がい者福祉施策に基づくサービスを利用できる環境を整え、また、居宅介護支援事業者との連携を図っていきます。

④児童福祉サービスの充実

早期に適切な療育の提供が可能となるように、児童福祉サービスの充実を図ります。

また、重症心身障害児や医療的ケア児をはじめ、障害者手帳を所持していない発達障がい児などあらゆる障がい種別に対応できるよう環境づくりに努め、また、様々な運営主体の福祉サービスの参入を呼びかけ、児童福祉サービスの基盤の整備・充実を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

施策の方向性

行政・相談支援事業所及びその他関係機関等が連携し、地域において身近で利用しやすい相談支援体制をつくり、障がい者の日常生活における悩みや問題を気軽に相談できる環境づくりを進め、また、人材の育成・確保に努めます。

重点施策

①基幹相談支援センター設置の検討

一般的な相談支援事業に加え、相談支援関係に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援に向けた取組を実施し相談支援機能の強化を図るなど相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

②重層的な相談支援体制の構築

地域の様々な問題に係る社会資源を活かしながら、多種多様な相談に対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

③障がい福祉関連の協議会を中核に捉えた相談支援事業の充実

相談支援事業を適切に実施していくために水俣芦北圏域障がい者総合支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行いながら、相談支援体制の充実を図っていきます。

④相談支援専門員の育成と確保

相談支援専門員は、障がい特性や障がい者の生活実態に対する詳細な知識と経験が必要であることから、円滑な相談が可能となるよう相談支援専門員の指導に努めます。

⑤障がい者と家族への支援

障がい者への家族支援として、定期的な意見交換の場を設け、精神的サポート・自立のための情報交換・障がい福祉施策の充実を図ります。

⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。

また、精神障がい者が地域の一員として安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、県や圏域と検討していきます。

(3) スポーツ・文化芸術活動等の推進

施策の方向性

障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツ・文化活動への参加を促進していきます。

特に、スポーツについては、「東京パラリンピックのレガシーを活用し、障がい者スポーツの振興を図る」という国の方向性や、UDスポーツの全国的な広まりを踏まえ、環境整備や機会の創出を図ります。

重点施策

①文化活動の推進

障がい者が、文化や芸術に接する機会を広げるとともに、文化作品の展示や、ホールなどで活動の成果を発表することができる方策について検討していきます。

また、熊本県等が主催する障がい者の芸術展等に関する情報の提供を図り、町内の障がい者の参加を促進します。

②障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいの種別や程度に応じたスポーツ参加の方策について検討します。また、ボランティアや関係団体等との連携により、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、既存の施設を活用し、活動の場の提供に努めます。

③UD（ユニバーサルデザイン）スポーツの推進

年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる「UD（ユニバーサルデザイン）スポーツ」の推進を図ります。障がいのある人となない人が一緒にスポーツを楽しむことは、相互理解と共生社会の実現につながるものであり、UDスポーツの一つであるボッチャが全国障害者スポーツ大会の種目に採用されなど、UDスポーツとその意義は全国に広まりつつあります。

本町においても、バリアフリーディスクゴルフを実施するなど、引き続きUDスポーツの周知や体験機会の創出を図ります。

④UDeースポーツの推進

UDeースポーツは、年齢や障がいの有無などに関わらず、電子機器を用いたコンピューターゲームなどで、誰もが参加できる娯楽、競技、スポーツの名称です。

最近では、新しい交流ツールとして注目されていることから、eースポーツと併せて障がい者の社会交流の場の確保に努めます。

また、重度の障がい者や障がい特性において、これらのUDeースポーツの利用が可能となるよう環境づくりも検討していきます。

分野3 保健・医療

(1) 保健・医療サービスの充実

施策の方向性

障がいによる心身機能の低下の軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなどの保健医療福祉の体制を確保する必要があり、また、ストレス等の増加による、うつ病などの精神障がい者も増加している状況です。

また、難病患者等が適切な医療を受けながら、地域で生活していくことの支援も必要とされていますので、実態把握に努めるとともに、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や保健所等との連携を図ります。

重点施策

①保健・医療・福祉の連携

障がい者が身近な地域で必要な保健、医療、福祉サービス等を受けられるよう、地域の保健福祉医療体制等との連携を構築し、障がい者の健康の保持・増進に努めます。

②精神障がい者に対する支援

精神障がい者の人権に配慮しながら、精神的ケア・医療的ケアを十分に受けることが出来るように各関係機関との連携を強化します。また、精神科病院から退院し、地域に住むにあたっての地域移行・地域定着の様々な支援を行う事業の活用を図ります。

③難病の周知と支援の充実

難病患者の実態把握に努め、難病の周知に取り組み、理解促進を図ります。また、県と連携し、難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

④障がいの原因となる疾病等の予防・治療

健診および保健指導や小児医療体制等の充実により、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療養を図ります。

また、生活習慣病や合併症発症等を予防するために、生活習慣の改善による健康の増進、保健指導の実施、健康づくりに関する周知・啓発に取り組みます。

分野4 療育・教育・子育て

(1) 障がい児等の支援の充実

施策の方向性

身近な環境で適切な療育を受けられるよう保健・福祉・教育の関係者の連携を図ります。

また、関係機関、社会福祉法人などとの連携により、障がい児等に対し、ライフステージに沿った伴走型支援を行うことで、将来の生活力の向上、自立と社会参加を図ります。

重点施策

①相談支援事業所を中核に捉えた相談支援体制の充実

相談支援事業所を中核に捉え、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っていきます。また、障がい児をもつ親及び福祉関係者の相互理解を図るため、意見交換等を開催します。

②障がいの早期発見、早期治療・療育の充実

妊婦や新生児、乳幼児に対する各種健康検査や保健指導等を充実させるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達障がい対策や療育事業を拡充していきます。

③障がい児支援のネットワークの強化

関係機関、社会福祉法人などとの連携を強化し、未就学児を対象とした相談支援、児童発達支援、就学児を対象とした放課後等支援の放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、自立と社会参加を図ります。

④ペアレントトレーニング、ペアレントメンター養成の実施

ペアレントトレーニング、ペアレントメンターの養成を行い、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対し共感的な支援を行うなど、発達障がいのある子どもをもつ家族の支援に努めます。

ペアレント・メンターとは

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレント・メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話すことで、専門家による支援とはまた違った面から、発達障がいのある児童を育てる家族を支えます。

(2) 障がい児等の教育の充実

施策の方向性

障がい児が、地域の学校で学びながら、一人ひとりの教育的ニーズに合った教育を受けられるよう保健・福祉・教育の関係者の連携を図ります。また、障がい児の生活、学習環境の整備を推進します。

重点施策

①特別支援教育の実施

障がい児等一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応が出来るよう、町立の小中学校での支援学級の設置や、関係機関等との連携により適切な教育的支援を行うための障がい理解等の研修等を充実し、障がい児に関わる全ての教職員が、専門的な知識を身につけ、障がい種別の多様化等に適切に対応できる体制の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

②学童保育の充実

地域の学童保育所において、障がいのある無しにかかわらず受け入れが出来るように、受け入れ体制の強化に努めます。

③進路相談・就労支援

就労を希望する障がい児等が円滑に働けるように、進路相談により生徒の就職希望の把握を行い、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら進学・就労支援を推進します。

令和7年度からの新たなサービスである「就労選択支援」については、支援学校卒業生などの就労選択を支援する意義を踏まえ、実施事業所の確保に努めます。

④児童福祉サービスの充実

障がい児等一人ひとりに対し、障がいの軽減等が図られるよう、適切な療育の場を充実させるとともに、福祉、教育等が連携し、ライフステージに沿った伴走型支援が可能となるよう体制づくりに努めます。

分野5 雇用・就労、経済的自立の支援

(1) 一般就労の促進

施策の方向性

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが課題であることから、公共職業安定所など労働行政関係機関と連携しながら、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者への支援や事業主への理解促進を図ります。

重点施策

①企業への啓発・理解促進

障がい者雇用と関わりがある関係機関と連携して、企業などへ「障害者雇用促進法」等に関する情報の発信や、障がいへの理解を深めるための広報・啓発を推進していきます。

②就労・生活支援機関との連携

一般就労及び職場定着の促進を図るため、障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所など関係機関との連携を図ります。

③本町における雇用の促進

本町が運営する施設などにおいて障がい者の雇用を促進し、法定雇用率の達成に努めます。

(2) 福祉的就労の充実

施策の方向性

多様な福祉的就労先の確保及び物品調達の実施に努めます。

重点施策

①就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進

一般就労実現のため、就労移行支援事業と就労継続支援事業（A型・B型）の利用を促進し、就労を希望する障がい者を就労移行支援事業へ適切につなぐために、相談支援事業所と連携を図り、アウトリーチ式の相談等の実施などにより相談しやすい環境を整備します。

②工賃向上の支援

障がい者支援施設及び就労継続支援事業所が製作する製品の開発や紹介、販売場所の確保、製品展示等の支援に努めます。

③障害者優先調達推進法の促進

公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障がい者支援施設及び就労継続支援事業所等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。

(3) 就労支援の充実

施策の方向性

公共職業安定所等との情報の共有を図り、その周知と連携に努めます。

重点施策

①就労に関する相談体制の充実

障害者職業・生活相談センターの機能の充実や利用の促進を図り、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。また、ジョブコーチの活用により、障がい者の職場への適応と職場定着を支援します。

②職業能力の習得支援

障害者職業センターや障害者能力開発校において行われている、専門的な職業リハビリテーションや障がい者の特性に応じた職業訓練の周知を図るなど支援に努めます。

③創業・起業等の支援

障がい者の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による就労関係等の事業所の設立に対して、相談体制づくりを含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。

分野6 情報アクセシビリティ

(1) 意思疎通支援体制の充実

施策の方向性

近年、パソコンやスマートフォンを利用した情報通信が、障がい者の日常的なコミュニケーションや情報伝達の手段となってきたことから、ICT（情報通信技術）利用の環境整備に努めるとともに、障がい特性に配慮した施策を推進します。

重点施策

①意思疎通支援体制の充実

障がいのための意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記者の養成を促進し、また情報やコミュニケーションに関する日常生活用具給付事業の周知を図り利用を促進します。

②ICTの利用支援

パソコンやスマートフォンを利用した情報通信を活用し、障がい者の日常的なコミュニケーションや情報伝達の手段として利用できるよう検討していきます。

(2) 情報提供の充実

施策の方向性

年齢層や障がい種別によって、利用する・利用しやすい情報入手手段が異なることを踏まえ、障がいによって情報の入手が阻まれないよう情報提供手段の充実に努めます。

また、広報誌やホームページ等を活用し、制度やサービスの内容に周知に向け広報を行い、各種制度の普及と定着に努めます。

重点施策

①情報のバリアフリー化

障がい者施策の各種制度や制度改正に伴う福祉サービスの変更、行政情報等について、わかりやすさに配慮するために、障がいの種別に配慮を行うとともに、町のホームページ等では、障がいの有無にかかわらず誰もがが必要な情報を入手できるよう、ウェブアクセシビリティの確保と向上を推進します。

②多様な広報媒体の活用

町の広報誌やインターネットなどを活用し、福祉の情報や新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。また、行政の窓口でも各種手続きの申請時等において「芦北町障がい福祉のしおり」等を用いた情報提供を行うとともに、関係機関の窓口パンフレットを置いたり、イベントや交流活動時に配布する等、情報の提供に努めます。

分野7 安全・安心

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策の方向性

誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、道路や公共建築物、公共交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

重点施策

①ユニバーサルデザインの普及

ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、すべての人が利用しやすいハード面の整備と併せて、障がいのある人もない人も、地域とともに生きる共生社会の実現のため、障がいに対する理解を深める取り組みを推進します。

②公共施設のバリアフリー化

町民の方々が多く利用される公共施設及び災害時等の避難所については、障がい者及び高齢者の立場から利用しやすさ、使いやすさの現状と課題の把握に努め、関係各課と連携のうえ、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。

③住まいの確保

居宅系サービスについて周知を図り、一人ひとりの生活状況や希望に沿えるように必要に応じて福祉サービス事業所と協力し、希望する形で自立した生活が送れるよう支援します。

また、自宅等において、障がい者が安心して生活できるよう、手すりの設置や段差の解消などの整備を進めていきます。

④移動支援の充実

外出や余暇活動など、多様な外出に対応できる移動支援事業などについて、サービス提供体制を維持し、サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供に努めます。

(2) 防災対策の推進

施策の方向性

令和2年7月豪雨の課題を踏まえ、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする障がい者（避難行動要支援者を含む）の円滑かつ迅速な避難確保を図るため、障がい等の特性に応じた支援に努め、福祉避難所の周知及び障がい福祉関係機関との連携を強化していきます。

また、芦北町災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、障がい特性を踏まえたきめ細かい支援策を推進し、障がい者やその家族等に対して、本計画のさらなる周知や防災訓練への参加を促します。

重点施策

①災害時避難行動要支援者避難支援計画の推進

災害が起きたとき、まずは障がい者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、日頃から防災にかかる意識づくり及び避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、また、障がい等の特性に応じた個別計画の策定・見直しを行います。

②防災対策の推進

障がいの種別に応じたパンフレットの作成や講習会・訓練等への参加を促進し、防災や防犯に対する知識の普及を図ります。

また、地域住民が高齢者や障がい者を把握し、日頃から防災点検や声掛けを行うことを推進します。

③災害時の避難誘導体制の構築

災害が起きた時に、要支援者を誘導する方策について検討し、また、指定避難所内に障がい特性に配慮したスペースを必要に応じ確保するよう努めます。

また、福祉避難所の開設条件や運営についての取り決めに明確にし、災害時に円滑な受け入れや対応が出来るよう、町と協定している福祉避難所との連携にも努めます。

④避難所環境の整備

障がい者などの特に配慮を要する方が避難する福祉避難所の確保のために施設等と連携を図りその機能の充実を図ります。

また、一般の避難所についても、避難者の健康状態把握のために保健師の巡回を行うとともに、個別に支援が必要な避難者に対しては関係機関と連携し必要な支援につなげます。

(3) 防犯対策の推進

施策の方向性

障がい者が地域で安全に安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

また、障がい者が犯罪に巻き込まれないように、各関係機関が連携した見守り体制づくりを推進します。

重点施策

①防犯対策の推進

障がい者の消費トラブルに関する情報を収集し、被害状況について把握・発信し、町民の理解を促進することで再発を防ぎます。

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政との連携により、犯罪の防止と早期発見に努めるとともに、地域住民が障がい者や高齢者のみの世帯を把握し、犯罪に巻き込まれないように見守りを行うことを推進します。

障がい児、児童・生徒についても、屋外空間や公共の場で1人きりになって犯罪に巻き込まれることがないように、ボランティア等との連携や、周囲の住民が見守るような体制の構築を図ります。

②障がい者に対する消費者教育

障がい者の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら支援学級や支援学校、地域における消費者教育を充実させます。

分野 8 行政サービス等における配慮

(1) 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等

施策の方向性

障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、窓口等での配慮を充実させます。

重点施策

①町職員等の障がい理解の促進等

さまざまな行政手続きに携わる職員等を対象に、障がい理解に関する研修・啓発を通じて、障がい者等への理解を深め、事務・事業の実施に当たっては障がい者に配慮し社会的障壁の除去に努めるとともに、ハード・ソフト両面にわたり合理的配慮を的確に行うための環境整備を推進します。

②情報提供等の充実

障がい者にとって利用しやすいように、行政手続きの簡素化等の体制づくりに努めます。

なお、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

③町の各イベント等の配慮

町の各イベントにおいて、障がい者が自らの意思に基づき円滑に参加できるように、障がい者に配慮した環境の整備や、介助者の同伴が可能である旨の周知、その他障がい特性に合わせた合理的配慮の提供を行います。

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標

国の第7期障がい福祉計画策定に関する基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉計画等において必要なサービスの提供体制の確保に係る目標として、成果目標及び活動指標を設定すべき事項を示しています。

本町では、国の基本指針に示された内容及び県の方針、これまでの計画進捗状況や障がい福祉に関するアンケート結果等を踏まえ、以下のとおり設定しました。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
○令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
○令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

【町の成果目標】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 48人	令和8年度末までの地域移行者数 3人移行（6.3%移行）
施設入所者数		令和8年度 施設入所者数 45人（3人 6.3%削減）

【成果目標の考え方】

- 施設入所者は、障がいの重度化や高齢化によって、死亡、医療機関への入院、介護施設への入所など入所者数が減る一方で、障がいや生活の状況により新規入所者の入所もいることから、入所者数の増減が繰り返されている状況です。
- 今後は、施設入所者の定期的な障害支援区分認定調査によって、入所者の状況及び障害支援区分を把握し、施設入所者の地域生活への移行が可能か把握していきます。

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。 そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

【町の活動指標】

①精神障がい者の地域移行

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
精神障がい者の地域移行支援（人）	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援（人）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（人）	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助（人）	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（人）※新規	1	1	1

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

【活動指標設定の考え方】

○水俣芦北圏域障がい者総合支援協議会の地域移行・定着支援部会において、地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置していますので、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるシステム構築に向け取り組みます。

成果目標 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
○令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○令和 8 年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規

【町の成果目標】

項目	目標
生活支援拠点等の整備	令和 8 年度時点の地域生活支援拠点の設置個所数 2 箇所（町単独：1、圏域：1）
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	令和 8 年度末時点のコーディネーターの配置 1 箇所（圏域による設置）
強度行動障がい有する者への支援体制の整備※新規	令和 8 年度末時点の整備数 2（町単独：1、圏域：1）

【活動指標】

種類		第 7 期（見込量）		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	箇所	2	2	2
検証及び検討の実施回数	回	2	2	2
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

【成果目標の考え方】

- 生活支援拠点等の整備については、平成 28 年度に町独自で、令和元年度に圏域で、それぞれ面的整備を実施済みです。
- 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置については、令和 7 年度設置予定の基幹相談支援センター職員をコーディネーターとして配置する予定です。
- 強度行動障がい有する者への支援体制の整備については、圏域で 1 箇所、本町で 1 箇所それぞれ整備予定です。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
○令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。	
○就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。	
○就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。	
○就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	
○さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。	

【町の成果目標】

		基準値	目標値
		令和 3 年度	令和 8 年度
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		0	1
内訳	①就労移行支援のみ（人）	0	0
	②就労継続支援 A 型のみ（人）	0	0
	③就労継続支援 B 型のみ（人）	0	1
就労定着支援事業の利用者数		0	1
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合		町内に事業所無し	—

【成果目標の考え方】

- 現状、就労移行支援事業所等の社会資源がなく受け入れる事業所も限られており、また、本町の障害者支援施設の入所者において、障がい特性により一般就労等をする障がい者は難しいと考えられます。

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
○令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。	
○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	
○令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	
○令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	

【町の成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの整備	令和 8 年度末時点の整備数 2 箇所（圏域による設置）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
○令和 8 年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規

【町の成果目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和 8 年度末までの圏域による設置を行う
協議会の体制確保	圏域にて実施

【活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (件)	0	36	36
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 (件)	0	36	36
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 (回)	0	36	36
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 (回) ※新規	0	36	36
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 (人) ※新規	0	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (回) ※新規	12	12	12
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 (箇所) ※新規	3	3	3
協議会の専門部会の設置数 (箇所) ※新規	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数 (回) ※新規	16	16	16

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【町の活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	2	2	2

成果目標 8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

【町の活動指標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数（回）	ペアレントプログラム	6	6	6
	ペアレントトレーニング	1	1	1
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）		1	1	1

第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である者	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な者	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で障害支援区分3以上の者	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい等）	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

②サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	96.0	108.0	120.0
	人/月	8	9	10
重度訪問介護	時間/月	260.0	260.0	260.0
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	4.0	4.0	4.0
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	2.0	2.0	2.0
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0

【見込量の考え方】

- 居宅介護、同行援護は、実績等に基づきサービス量を見込みました。
- 重度訪問介護、行動援護については、利用実績はないものの利用希望があった場合には、対応する必要があるため1人を計上します。
- 重度障害者等包括支援は、利用ニーズ、利用実績がなく、提供事業所もないことから0人としました。

【見込量確保のための方策】

- 障がい種別に関係なく個々の障がい特性に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、適切な支給量となるよう体制の充実を図ります。
- 民間事業者の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 事業所相互の情報交換及び事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を行い、ヘルパー等に対する質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で ①障害支援区分が区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設入所は区分3以上） ③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い方で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労選択支援 ※新設	障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数及び現に利用している者等	

サービス名	主な対象者	サービス内容
就 労 継 続 支 援 (A型)	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就 労 継 続 支 援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ① A L S 患者など呼吸管理を行っており障害支援区分が区分 6 の者 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分 5 以上の者	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	障害支援区分が区分 1 以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所 (医療型)	遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等	

②サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	1,560	1,600	1,640
	人	78	80	82
自立訓練（機能訓練）	人日分	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	22	22	22
	人	1	1	1
就労選択支援 ※新規	人		1	1
就労移行支援	人日分	22	22	22
	人	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日分	520	560	600
	人	26	28	30
就労継続支援（B型）	人日分	1071	1122	1173
	人	63	66	69
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	19	20	21
短期入所（福祉型）	人日分	70	70	70
	人	7	7	7
短期入所（医療型）	人日分	50	50	50
	人	5	5	5

【見込量の考え方】

- 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護については、実績等に基づきサービス量を見込みました。
- 短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）については、実績等に基づきサービス量を見込むとともに、提供日数については基準日数に基づき設定しました。
- 就労選択支援、就労定着支援については、支援学校の卒業生の利用ニーズを勘案し、サービス量を見込みました。今後は、サービス提供事業所の確保を図ります。
- 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）は、利用実績はないものの利用希望があった場合には、対応する必要があるため1人を計上します。

【見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会等の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービスの提供体制を整えます。また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- 地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。また、相談支援専門員を中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 公共機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- 町内障がい関係機関に対して交流や研修の場を計画し、互いに情報交換等を行うことで、連携の強化及び職員の質の向上を図ります。

芦北町自立支援協議会 開催の様子



(3) 居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人 (50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

②サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	46	48	50
共同生活援助利用者数のうち 重度障がい者※新規	人/月	1	1	1
施設入所支援	人/月	47	46	45

【見込量の考え方】

- 自立生活援助については、利用実績はないものの利用希望があった場合には、対応する必要があるため1人を計上します。
- 共同生活援助(グループホーム)は、実績等に基づきサービス量を見込みました。

○共同生活援助利用者数のうち重度障がい者については、強度行動障がいを有する者の数を見込んでいます。

○施設入所支援については、現入所者数に対し、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標（６％以上）を勘案し、見込量を設定しました。

【見込量確保のための方策】

○住み慣れた地域で暮らし続けるように、共同生活援助（グループホーム）希望者等を把握し、支援の充実を図ります。

○障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めることができるような体制を構築します。

○専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。

障がい理解促進事業

UDe－スポーツ出張講座

UDe-スポーツは、「ユニバーサルデザイン・エレクトロニック・スポーツ」の略で、年齢や障がいの有無などに関わらず、電子機器を用いてコンピューターゲームなどを誰もが参加できる娯楽、競技、スポーツの名称です。



(4) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	■サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 ■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

②サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	44	45	46
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量の考え方】

- 計画相談支援は、実績等に基づきサービス量を見込みました。
- 地域移行支援、地域定着支援は、利用実績はないものの今後利用希望があった場合には、対応する必要があるため1人を計上します。

【見込量確保のための方策】

- 障がい者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- 相談支援専門員が、すべての障がい者に適切で質の高い「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促すなどの人材育成に努めます。
- 圏域障がい者総合支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携の強化、事業の効率化や担い手の確保など相談員のスキルアップに努めます。

2 障害児通所給付等の見込量と確保方策

(1) 障害児通所給付等の概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等に 通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。
障害児 相談支援	障害児通所サービスを希 望する児童	■障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重 度の障がい児で、外出が 困難な児童	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(2) 障害児通所給付等の見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	130	150	170
	人	26	30	44
放課後等デイサービス	人日分	900	1080	1350
	人	100	120	150
保育所等訪問支援	人日分	6	6	6
	人	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日分	5	5	5
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	34	40	46
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	7	7	7

【見込量の考え方】

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、実績等に基づきサービス量を見込みました。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスは計画期間内に、今後も、利用の増加が見込まれることから、令和8年度に10人ずつ見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、令和5年度の実績を勘案し、サービス利用の希望に対し対応できるようサービス量を見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績はないものの今後利用希望があった場合には、対応する必要があるため1人を計上します。
- 医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置人数については、町内の指定特定相談支援事業所において、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者を計上します。

【見込量確保のための方策】

- 民間事業者の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 児童発達支援については、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。

- 放課後等デイサービスについては、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がい児の放課後等の居場所の確保を図ります。
- 保育所等訪問支援については、障がい児や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門家が助言を行い、社会生活への適用を支援します。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保に努めます。
- 水俣芦北圏域地域療育ネットワーク会議等の活用や各児童福祉サービス事業所との連携のもと、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、利用実績及び児童数が増加傾向にあることから、発達障がい児への早期支援体制の確保の観点から、サービス提供体制の確保に努めます。

障がい理解促進事業

障がい者週間特集 2023 福祉課・図書館コラボ展示



3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本町が実施する地域生活支援事業は以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

(2) 必須事業の見込量と確保方策

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等への差別や偏見をなくすため、啓発等を通じて町民が障がい等への理解を深め、共生社会を実現することを目的とし、研修や広報等の啓発活動を行います。

【サービスの見込量と確保策】

○有識者による講演会、障がい者等との交流イベント等、多くの町民が参加できるイベントを開催します。

○障がい特性を解説したパンフレットやホームページ等の作成により、障がい等に対する正しい知識の普及・啓発を目的とした広報活動を実施します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

【サービスの見込量と確保策】

○障がい者等が、仲間と話し合い、自らの権利や自立のため社会に働きかける活動(ボランティア等)を支援していきます。

○地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を実施していきます。

○障がい者等を含めた地域における災害対策活動等を検討していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的とする事業です。

相談支援事業は、交付税を財源とし一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」と、国庫補助の対象となる「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」で、水俣芦北圏域において体制を図っていきます。

【サービスの見込量と確保策】

○相談支援事業については、石路の里相談支援事業所、くまもと芦北相談支援センター、支援センターまどかに委託し、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援していきます。

○基幹相談支援センターについては、一般的の相談支援に加え、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援など、相談支援の中核的な役割を担う機関として設置を検討していきます。

○住宅入居等支援事業については、一般住宅への入居に必要な相談・助言など利用ニーズの有無を把握していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施事業所 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援 センター	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援 事業	実施の有無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの見込量と確保策】

○日常生活の支援等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対しては、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図っていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【サービスの見込量と確保策】

○水俣芦北圏域権利擁護センターを中核に、市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援など体制を図っていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの見込量と確保策】

○聴覚障がい者に対し、官公庁その他の公的機関、医療機関など、意思の伝達を行うために派遣が必要な場合は、手話通訳者等を派遣するよう調整します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意志疎通支援事業	人	2	3	4

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

また、障がいの特性に応じて5種の給付・貸与並びに住宅改修が行われます。

【サービスの見込量と確保策】

○在宅の障がい者の日常生活を便宜するにあたり、必要に応じ日常生活の用具を給付します。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	550	550	550
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話言語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの見込量と確保策】

○聴覚障がい者等の社会参加の促進、また、意思決定を支援していくため、手話奉仕員を養成していきます。

○なお、手話奉仕員養成研修は、水俣芦北圏域単位で通年、開催しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実施の 有無	有	有	有

⑨移動支援事業

身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

【サービスの見込量と確保策】

○屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、ヘルパー等が外出のための支援を行う体制を図っていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数 (人/月)	1	2	3
	利用時間 (時間/月)	3 6	7 2	1 0 8

⑩地域活動支援センター

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターは、以下の3種類の事業形態があります。

■事業形態

I 型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による事業などに対する支援を充実します。

【サービスの見込量と確保策】

○障がい者の就労、創作的活動及び生活活動の機会の提供、自活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進等の場を確保していきます。

○なお、地域活動支援センターのIII型は、水俣芦北圏域で支援センターまどか、基礎的事業は、パレット（みつば学園）に委託して実施しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター III 型	箇所	1	1	1
	人	2	2	2

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	箇所	1	1	1
	人	6	8	10

（３）任意事業の見込量と確保方策

①日中一時支援事業

日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【サービスの見込量と確保策】

○通所の方法により、日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の介護負担の軽減、また、災害時に緊急的支援を図っていきます。

事業名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業	利用者数 (人)	7	9	11

障がい理解促進事業

「ふれ愛体験教室～いきなり団子づくり～」 令和５年１０月２１日（土）開催



第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を図るとともに、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策の検討を行うこととします。

また「芦北町自立支援協議会」において、本計画の推進状況の評価を行い施策の方向性の改善を行うとともに、関係者によるネットワークを構築・活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な給付の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する町民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

(4) 地域資源の有効活用

障がい者が地域で安心して生活し積極的に地域に参加するためには、サービスのみならず、地域環境の整備も重要となります。

町民の障がい理解を促進する啓発活動等により障がい者が生活・活動しやすいまちづくりに努めるとともに、障がい者団体やその他地域の団体等の自主的・積極的な活動を促進し、障がい者の地域参加をまちぐるみで支える体制づくりを推進します。

2 評価と見直しの手法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。また、市町村障害者計画策定指針で、市町村は計画の実施状況について、定期的に調査、把握することとされています。

そのため、本町ではPDCAサイクルを用いて、障がい者プランの施策、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、町全体の動向や関連施策の状況も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認める場合は、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



【参考資料】

芦北町自立支援協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

1 委嘱（外部委員）

所属	役職	氏名
障害者支援施設 石路の里	施設長	山本 恭永
障害者支援施設 みつば学園	施設長	瀧井 喜章
くまもと芦北療育医療センター	事務長	小西 文吾
芦北町身体障害者福祉連合会 (芦北町自立支援協議会 会長)	会長	岡部 恵美子
芦北町手をつなぐ育成会 (芦北町自立支援協議会 副会長)	会長	石田 浩一
芦北町精神障害者家族会	会長	松原 久美子
芦北町社会福祉協議会	次長兼 総務課長	太田 勝幸
芦北町民生委員児童委員協議会	会長	江島 茂松
芦北町障害者（児）福祉体制整備訪問員	訪問員	徳尾 一眞
熊本県芦北地域振興局 福祉課	課長	岩橋 洋輔

2 任命（内部委員）

所属	役職	氏名
芦北町健康増進課	課長	田中 公広
芦北町教育課	課長	田代 忍

芦北町自立支援協議会 事務局 福祉課 課長 池田 康浩
課長補佐 冨永 光輝
係長 永江 彰悟